

## プラスチック資源分別回収支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、プラスチック資源分別回収支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市町村のプラスチックごみの分別回収に係る品目拡大を推進し、もって県内のプラスチックの資源循環を推進することにより、循環型社会の形成を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日

から20日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の支払い）

第8条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支出実績額に対応する補助金を補助事業者に支払うものとする。

（財産の処分制限）

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- （2）その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助事業   | プラスチック資源分別回収支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2 事業実施主体 | 市町村<br>（プラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物を、他のごみと分別して収集している市町村を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 補助対象経費 | <p>プラスチックごみの分別収集・リサイクルを拡大させるために行う次の事業に係る経費</p> <p>（１）試行事業前に必要な組成調査等の実施</p> <p>（２）試行事業等の実施</p> <p>（３）移行に必要な検討の実施（方向性、処理コストの算定、ＣＯ２排出量など）</p> <p>（４）検討会の開催</p> <p>（報償費、旅費、需用費、消耗品費、食糧費、会場借上料、委託料、備品購入費、工事請負費、役務費、使用料、賃借料 等）</p> <p>注）工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・実施するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p> |
| 4 補助率    | 1／2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5 限度額    | 1, 500 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

年度プラスチック資源分別回収支援補助金事業計画（報告）書

|                                                                                |                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 市町村等の名称                                                                      |                                                                                                                                                                                                                     |
| 2 事業の名称                                                                        |                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 事業の目的                                                                        |                                                                                                                                                                                                                     |
| 4 申請者の状況<br>○基本的事項<br>・人口、世帯数、面積等<br>○プラスチックごみ処理状況<br>（分別方法、処分方法）<br>○取組の現状と課題 |                                                                                                                                                                                                                     |
| 5 事業内容<br>○施策内容<br>○スケジュール                                                     | <p>注1）「取組の現状と課題」は、分別収集・リサイクル等の現状を踏まえて、目標や課題、取組の必要性等を記載すること。</p> <p>2）「施策内容」は、取組の現状と課題を踏まえて、新たに実施又は取組を拡大する内容を具体的に記載すること。</p>                                                                                         |
| 5 施策効果                                                                         | <p>注）事業計画書にあっては見込み、報告書にあっては実績を記入すること。</p>                                                                                                                                                                           |
| 6 担当者                                                                          | 所属、担当者名、電話番号                                                                                                                                                                                                        |
| 7 他の補助金の活用の有無                                                                  | <p>有 ・ 無</p> <p>注1）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。</p> <p>2）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。</p>                                                                         |
| 8 その他                                                                          | <p>注1）交付対象経費に工事請負費又は委託費が含まれる場合であって、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。</p> <p>2）補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。</p> <p>また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。</p> |

注1）「4 事業内容」等を補足する参考資料を適宜添付すること。

- 2）事業報告書として提出する際は、事業の実施状況や実績が把握できる写真、チラシ等の資料を添付すること。

年度プラスチック資源分別回収支援補助金、事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

| 区 分  | 予算（決算）額 | 内訳（資金調達先等） |
|------|---------|------------|
| 県補助金 |         |            |
| 自己財源 |         |            |
| その他  |         |            |
| 合 計  |         |            |

2 支出の部 (単位：円)

| 区 分                     |  | 予算額<br>(A) | 県補助額<br>(A) × 補助率 | 摘要・内訳                                |
|-------------------------|--|------------|-------------------|--------------------------------------|
| 補助<br>対象<br>経<br>費      |  |            |                   | <input type="checkbox"/> 別添経費明細書のとおり |
| 小計                      |  |            |                   |                                      |
| 補助<br>対象<br>外<br>経<br>費 |  |            |                   | <input type="checkbox"/> 別添経費明細書のとおり |
| 小計                      |  |            |                   |                                      |
| 合 計                     |  |            |                   |                                      |

注 1) 決算の場合は、上段括弧書きで予算額を記載すること。  
2) 額の根拠となる書類（予算書、支出根拠書類等）、その他の参考資料（カタログ等）を添付すること。

年 月 日

様

職 氏 名

年度プラスチック資源分別回収支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度プラスチック資源分別回収支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、プラスチック資源分別回収支援補助金交付要綱（令和7年4月1日付第202400329431号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 交付規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所  
名 称  
代 表 者 職  
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けたプラスチック資源分別回収支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料
  - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

| 区 分                   |  | 課税仕入れ       |              |       |  | 非課税仕入<br>れ | 合計 |
|-----------------------|--|-------------|--------------|-------|--|------------|----|
|                       |  | 課税売上<br>対応分 | 非課税売上<br>対応分 | 共通対応分 |  |            |    |
| 経<br>費<br>の<br>内<br>訳 |  |             |              |       |  |            |    |
|                       |  |             |              |       |  |            |    |
|                       |  |             |              |       |  |            |    |
|                       |  |             |              |       |  |            |    |
|                       |  |             |              |       |  |            |    |

- （2）課税売上割合                      %
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法